

訪問介護（ホームヘルプサービス）に関する意見・要望について

山口県訪問介護事業所連絡協議会

代 表 永 田 英 一

今日、人口減少・少子高齢化が急速に進行するとともに、要支援・要介護者数も年々増加し、そのなかには住み慣れた地域で支援・介護を望まれる高齢者も多いです。

そのため、訪問介護事業は、コロナ禍においても在宅生活を支える中心的なサービスとして重要な役割を担ってきました。しかし、介護報酬の改定や人材・人員不足により、経営環境は益々厳しさを増しています。

このような中、訪問介護員は在宅ケアの最前線で最後の砦として、障害児・者から高齢者までを幅広く支援しており、「地域共生社会の実現」という観点においても、日々利用者の生活に密着し、自立支援・重度化防止に向けたサービス提供を行う専門職として、地域の多様な関係者や関係機関と連携・協働を進め、地域づくりに資することもめざして活動しています。

山口県訪問介護事業所連絡協議会は、利用者に良質なサービスを提供し、また提供主体である訪問介護事業所の安定的な経営を図ることと、「地域共生社会の実現」を視野に入れ、次の事項について強く要望します。

1 訪問介護の事業継続を可能とする介護報酬の引き上げ

- (1) 深刻な人材不足が続く中で、令和6年度介護報酬改定において訪問介護の基本報酬は引き下げられました。改定前の報酬単価でも正規常勤職員の雇用が困難な状況であり、非常勤職員に依存した雇用状態でした。また、正規常勤職員になりたくても採用枠がない等雇用状態の改善は必要不可欠なことです。

また、中山間地域や過疎地域、離島等においては、移動時間や人材確保等の面からも事業継続が困難な状況にあります。

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、在宅ケアの最前線と最後の砦を担う訪問介護が継続できることと、高齢者や障害児、障害者の方々が必要なサービスを受けられなくならないようにするためにも基本報酬の抜本的な引き上げを要望します。

(継続)

- (2) 集合住宅減算においては、これまでもさまざまな適正化が図られたところではありますが、利用者の住み慣れた自宅を訪問することを主としている訪問介護事業所にとっては、まだまだ公平性に欠ける部分も多く残っています。その地域に根差している訪問介護事業所の継続的な経営が可能となるように、さらに適正化されることを要望します。

(継続)

- (3) 特定事業所加算（Ⅰ～Ⅴ）において、多くの事業所が特定事業所加算を算定していますが、本来算定できる加算よりも下位の加算を取得している事業所もあります。加算により区分支給限度基準額を超えてしまうことへの懸念がその大きな理由の一つです。また、通所介護等のその他のサービスにおける、質の高いサービスを提供する事業者を評価する「サービス提供体制強化加算」は、区分支給限度基準額に含まれていないことから、特定事業所加算においても区分支給限度基準額の対象外として頂くことを要望します。

また、利用者の自立支援・重度化防止に向けて、サービス提供責任者の役割も増々高まっています。サービス提供責任者の業務も複雑化、高度化していることからサービス提供責任者の業務実態を踏まえた適切な特定事業所加算の評価を要望します。

(継続)

- (4) 特定事業所加算の算定や人材確保が困難な状況であることからサービス提供責任者の人員配置基準の緩和を要望します。例えば、サービス提供責任者の常勤1名以上を配置し、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者は、常勤換算で1以上の配置にすることで、人材確保につながることが考えられます。

また、訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上の配置が求められていますが、小規模事業所や中山間地域においては、2.5人以上の人員確保も難しい現状もあります。事業継続の観点から訪問介護員等の員数を常勤換算方法で1.5～2.0人以上に緩和していただくことで人材確保と事業継続につながることが考えられます。

(継続)

- (5) 複数の在宅サービス（訪問や通所系サービス等）を組み合わせる複合型サービスの類型等を設けることが検討されています。有料老人ホーム等に併設されている事業者が優位になるのではなく、利用者の住み慣れた自宅（地域）で生活の継続に向けて、専門性を持って自立支援・重度化防止に取り組んでいる訪問介護事業所と連携が図れる仕組みを要望します。

(継続)

2 人材確保の取り組みに対する支援と訪問介護の魅力発信について

訪問介護員の有効求人倍率は、14.14倍（令和5年度）であり、人材確保は非常に深刻な状況で、担い手の高齢化も進んでいます。1事業所での人材確保の取り組みには限界があるため、国や県による全国的な取り組みの更なる展開と「地域医療介護総合確保基金」

の更なる拡充を要望します。

また、人材不足の原因のひとつに、訪問介護をはじめとする介護の仕事のネガティブなイメージが定着していることが挙げられます。訪問介護をはじめとする介護の仕事のイメージアップや魅力発信に向けた取り組みを要望します。

なお、こうした訪問介護の仕事のネガティブなイメージは、訪問介護との接点の少なさがそのイメージを助長しているものと考えられるため、例えば、介護職員初任者研修等の実習において、訪問介護サービス同行訪問を盛り込む等、訪問介護の仕事のやりがいや魅力を正しく伝える機会を設けることが重要であると考えます。

加えて、県内での「介護職員初任者研修」の受講会場の減少という課題を解決するため、受講会場の拡充（公的機関による開催）を図るとともに、県内どこからでも受講可能となるよう、WEBによるオンラインでの受講を可能にしてほしいと考えます。より多くの人々が訪問介護の仕事に触れる機会が増え、その理解と魅力の認識が進むことを期待します。

（継続）

3 訪問介護事業所への支援について

- （１）原油価格・物価高騰が長期的に続く現状で、訪問介護員が利用者宅を訪問するための移動にかかるガソリン代が高騰しており、事業所の交通費負担が増大しています。特に、広い地域をカバーする事業所や、公共交通機関が不便な地域での訪問が多い事業所ほど影響が大きい。また、衛生用品費の継続的な高騰、感染症対策に必要なマスクや手袋、消毒液、感染症に感染している利用者宅に訪問する際の防護服などの衛生品が物価高騰の影響を受け、以前よりも高い価格で推移しているため、経費を圧迫しています。

令和６年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことは、上記の物価高騰によるコスト増加と重なり、訪問介護事業所の経営を一層厳しくしていることから補助金等の支援金の交付等を要望します。

（継続）

- （２）国や県において、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結できる仕組みである「ケアプランデータ連携システム」が推奨されていますが、進んでいないことが現状です。居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所が双方で取り組まなければなりません。現在実施されているライセンス料の無料キャンペーンについて、その期限を延長して継続してご支援いただくと、事業所の経済的負担が軽減され、より多くの居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所が本システムの導入に踏み切りやすくなり、山口県における地域包括ケアシステムの強化にもつながると思います。

（継続）

4 住み慣れた地域・在宅での充実した生活のための支援体制を

住み慣れた地域・在宅での充実した生活を支援するため、生活援助を必要とする利用者への訪問介護サービスが継続できるよう環境整備を引き続き要望いたします。訪問介護員の生活援助は、軽度者（要介護 1、2）の自立支援・重度化防止に繋がる専門性の高い支援であり、総合事業におけるサービスが十分に整備されていない現状から、軽度者の生活援助等の総合事業への移行には引き続き慎重な協議をしていただくことを要望いたします。

（継続）

5 介護福祉士の国家試験における試験会場について

介護福祉士国家試験について、山口県内に試験会場がないため、近隣の県へ往來することになります。県内の介護人材を確保するための対策としても、山口県内で受験できるよう研修機関・機会の増設を山口県からも厚生労働省に引き続き働きかけて頂くことを要望します。

（継続）